

国土交通省中部地方整備局富士砂防工事事務所 花岡正明 小泉市朗 中村一郎
財団法人 砂防フロンティア整備推進機構 ○内山均志 山本 篤

1. はじめに

富士山大沢扇状地は豪雨時等に大沢崩れから流下してくる土石流を遊砂捕捉し、かつ下流への土砂流出を防止する面積約 300ha を有する日本最大級の砂防指定地として管理する土地である。しかし、大沢扇状地は休日になると散策等の目的で一般の人が自由に利活用している一方で、廃棄物の不法投棄や土石の不法採取等の不法行為も確認されている。このため、富士砂防工事事務所は砂防設備の管理者としてこれらの実態を把握し、利用者の安全対策及び不法行為防止対策を行う必要があることから、「大沢扇状地直轄砂防施行区域の管理の手引き(案)」を作成し、さらに適正かつ合理的な管理の実現を目指し具体策の検討をした。

2. 利用が可能な区域の設定と利用者の安全対策及び不法行為防止対策

2. 1 利用が可能な区域の設定

大沢扇状地の国有地・民有地、土石流の影響、除石工事等の範囲、利活用時の転落事故等の危険性を勘案し、以下に示す安全対策の実施を条件に、堤外地樹林帯周辺の面積約 65ha の範囲(扇状地全体の約 20%)を積極的な利用が可能な区域(以下、「利用区域」という。)として設定した(図-1 参照)。

2. 2 利用者の安全対策

利用者の安全対策は、富士砂防工事事務所が管内に設置している土石流監視システムと大沢扇状地に設置している屋外スピーカーシステムを連動させて自動避難警報を発して避難を促すとともに、土石流が氾濫し堆積する遊砂地を横断できないように自動遮断機にて工事用道路を遮断

する等で安全を確保する。また利用区域、避難場所及び避難経路、利用上のルール等を明示した掲示板の設置等により利用者への安全に対する啓蒙を図る(図-2 参照)。但し、将来危険な区域への進入が著しい場合にはフェンス等で進入を直接シャットアウトする。(図-2, 3 参照)

2. 3 不法行為防止対策

不法行為者が利用区域以外の区域に自動車で進入できないように車止めを設置するとともに、不法投棄や土石の不法採取等の不法行為に対して注意を明示した掲示板の設置等により啓蒙を図る。(図-1 参照)

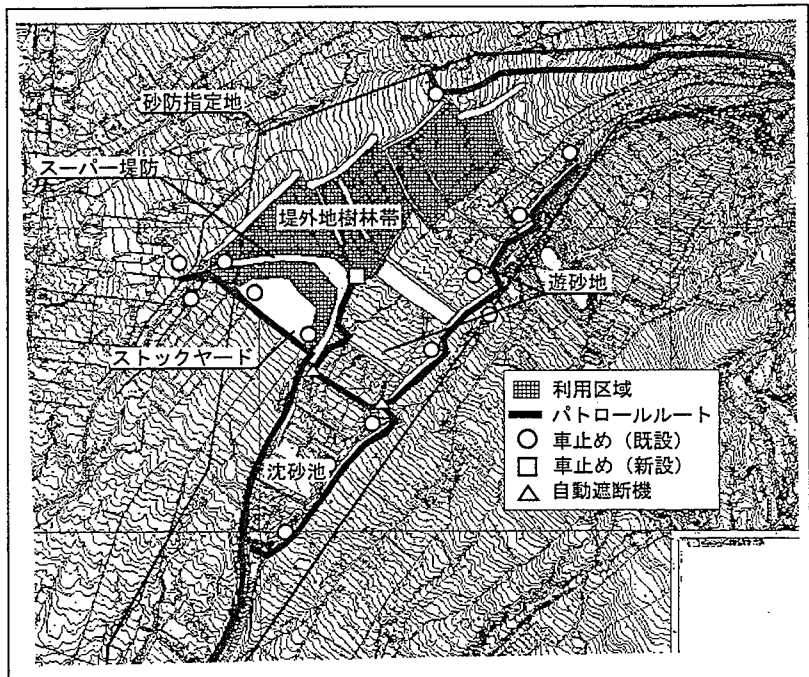


図-1 利用区域、パトロールルート、車止め等位置図(案)

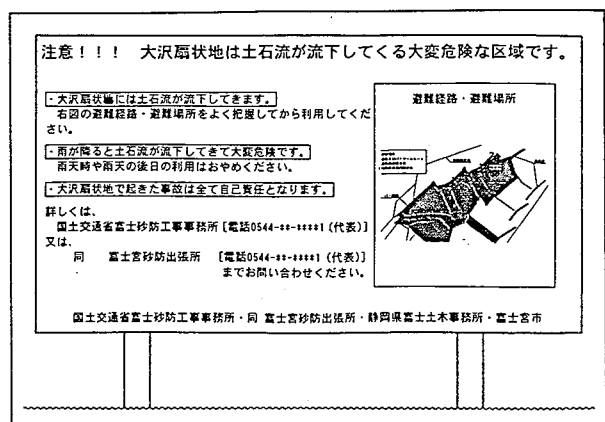


図-2 掲示板例(避難場所・避難経路案内)

3. ボランティアとの連携によるパトロール

3. 1 パトロールの方法

上記のいずれの対策においても地域のボランティア等との連携によるパトロールを実施する。これらは、直接砂防設備の不適正利用を注意したり不法投棄を現行で発見する可能性は低いが、パトロールの実施によって危険な区域への進入や不法行為を減少させる効果がある。(図-1, 3 参照)

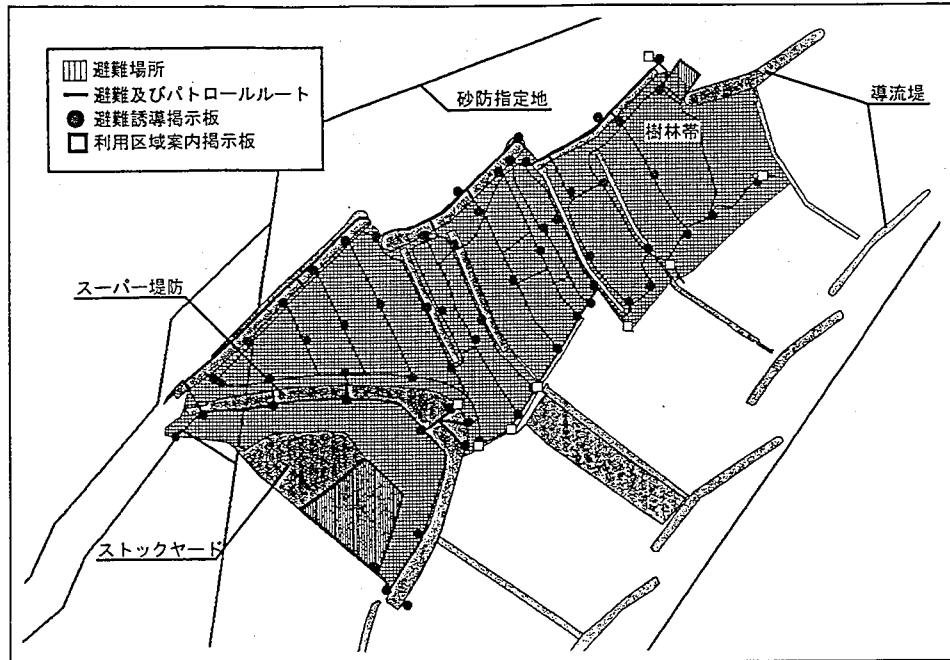


図-3 利用区域内における安全対策施設等位置図 (案)

平日昼間のパトロールは、従来通り事務所が通常の工事管理と併せて実施する。休日昼間、夜間のパトロールは利用等の実態を踏まえ、ルートを設定し、現状の組織体制の問題から地域のボランティア等へ業務委託することを念頭に、1グループ2名で構成し2グループで実施することとした。これにかかる概算費用は、直接人件費で年間約400万円と試算した。

3. 2 パトロールの体制

パトロールは、大沢扇状地管理要領(案)、巡視要領(案)を作成し実施することとした。休日昼間、夜間のパトロールについても、パトロールが1日2時間程度であること、地域社会に密接に係わること等から、地域のボランティア等におねがいしてもよいと判断し、業務委託する方策を検討した。

3. 3 地域のボランティア等への業務委託方法

地域のボランティア等が静岡県からNPO法人としての認証を受け、事務所から直接業務委託する。但し、地域のボランティア等がNPO法人となるまでの間、またはNPO法人とならない場合、公益法人等にボランティアメンバーが個人登録し、日当制度等により業務を実施する。

4. おわりに

富士山大沢扇状地における利用者の安全対策や不法行為防止対策は、その土地が広大であるうえに、利活用が休日に多いこと、不法行為が夜間に多いこと等の理由から現行の事務所の体制では困難である。このため、利用区域を限定した上で、土石流等の発生に備えた避難施設を整備し、安全啓発等を周知徹底し、地域のボランティアと連携したパトロールを実施することで、きめ細かく合理的な管理を目指すものである。今後は地域のボランティアの方々や関係行政機関の担当者からなる協議会等を行い、継続的に実行できる具体的な仕組みづくりの検討が必要である。